

裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成28年6月27日（月）午後2時30分～午後4時37分
- 2 場所 東京地方裁判所立川支部大会議室
- 3 参加者等

司会者 菊池 則明（東京地方裁判所立川支部刑事部判事）
裁判官 青木 美佳（東京地方裁判所立川支部刑事部判事）
裁判官 廣瀬 裕亮（東京地方裁判所立川支部刑事部判事）
検察官 葛谷 茂（東京地方検察庁立川支部公判担当副部長）
検察官 戸塚 一夫（東京地方検察庁立川支部公判部検事）
検察官 河原 克巳（東京地方検察庁立川支部公判部検事）
弁護士 布川 佳正（東京弁護士会所属）
弁護士 伊藤 莊二郎（東京弁護士会所属）
弁護士 芝崎 勇介（東京弁護士会所属）

裁判員経験者6名は、着席順に「1番」等と表記した。

4 議事概要

司会者

裁判員経験者による意見交換会を始めたいと思います。私はこの意見交換会の司会を務めます立川支部刑事1部の裁判官菊池則明と申します。よろしくお願ひ申し上げます。

最初に、お集まりいただいた方のどういう事件とどんな争点で担当されたかということをおのほうから紹介しつつ、裁判員を経験しての全体的な御感想を伺ってまいりたいと思います。まず1番の方であります。住居侵入、強姦、強盗致傷等の事件で、犯人性、違法収集証拠、それから裁判管轄というような難しい事件も含めた事件を御担当いただきました。では、1番の方、感想を一言お願いします。

1番

感想ですが、今まで裁判というものは、正直なところ、私の身近にありませんでした。全く未知の領域でありました。裁判が進むに従って、裁判のシステム、あとそれぞれの役割なんかを理解することができて、非常によい経験になったとっております。身近にどうしても裁判がなかったせいか、法廷というものに対して何となくですが、どうしても冷たいイメージを持っていました。裁判員を経験したことによって、そのイメージがよい方向に変化したとっております。経験前に比べてですが、当然のことといえば当然ですが、裁判員裁判関係のニュース、最近多いようですが、それに対して注意を払うようになりました。例えばですけれど、報道されている範囲内で、私が裁判員だったらこうするな、なんていうことを思ったりするようになりました。参加するに当たりまして、私なりに決めていた基準というかスタンスというのがありまして、私のスタンスは、難しいことは本職の裁判官に任せて、あくまで私の目線で物事を見る、このスタンスに従って行動したのですが、概ねそのとおりに行動できたとっております。簡単ですが、以上です。

司会者

ありがとうございました。続いて2番の方は住居侵入、強盗致傷、強盗などの事件に御参加いただきました。主な争点は量刑ということで、いろいろ悩まれたこともあるのかなというふうに想像しております。では、2番の方、お願いいたします。

2番

私もこういった裁判について何も分からなかったんですけども、最初は誰かが何かを起こしてもきっと誰かがちゃんとやってくれるんだろうなと思っているぐらいでした。実際に裁判員を経験させていただきまして、いろんなことを細かくちゃんと事実に基づいて行っていることに安心したというのが最初の思いでした。前までは、何か決まっている基準みたいなものがあって、盗んだら何年入るとか人を殺したら何年みたいなのを勝手に思い込んで

いたんですけれども、そうじゃなくて一つ一つちゃんと調べてくれて、みんなで協議をしながら内容を決めていくというので、自分になることはないと思うんですけれども、そういったことでとても安心しました。変わったことは特にないんですけれども、ニュースとかテレビとかを見るときにすごく気になるのがあります。ただ、ニュースのときには裁判員はいつも映っていないんだなというのを必ず確認するようになりました。

司会者

ありがとうございました。続いて3番の方は、住居侵入、強姦、強盗致傷などについての事件を御担当いただきました。長い裁判であった上、犯人性などについての争点があり、また、併合事件審判ということで、そういう点からも御苦労もあったのかなと思っております。3番の方、お願いいたします。

3番

前から裁判員裁判にはとても興味がありまして、選ばれたら是非という思いでした。ただ、今回のはすごく期間が長くて、仕事もあり、すごく迷ったんですが、参加させていただいてとてもいい勉強になったことがあります。もし参加しなければ知らなかった、警察の調べる指紋だとかそういうこともすごく私は興味がありまして、こんなことは普通に生活していたら知らなかったなというのがありましたので、すごく勉強になった面もあります。参加する前は、裁判員裁判でも裁判員が意見を言っても、それを少し考慮していただけるぐらいで、基本的には現職の裁判官が決めるのかなというぐらいに思っていたんですが、評議ではすごく裁判員の意見を大事にしてくれたので、とてもうれしかったですし、すごく貢献した気持ちになりました。

司会者

ありがとうございました。続いて、4番の方は外国人事件の殺人未遂事件を御担当いただきました。争点は殺意の強さと量刑であるというふうに聞い

ております。これまた難しい事件ということで御苦勞されたのかなと思っております。では、お願いいたします。

4 番

やはり裁判というのは今までよく知らなくて、初めて参加させていただきまして、初めの頃は何か言ってることが、言葉は当然分かるんですけど、それがどういう趣旨なのかなとなかなかつかみ切れなくて、何かつかえるものがあつたんですけど、進むにつれて段々それが分かってきて。それと、罪を犯した人は悪い人というのがこれまでの単純な関心でしたけれど、罪を犯した人は悪い人には違いないんですけど、やはりいろんな背景があつて、それがいいとは言いませんけど、単純に悪い人というふうな見方をしなくなったと思います。それと裁判の評決に当たっては、思ったほど、裁判官の方々と我々の感覚というのはそんなにもずれていない、ずれていないというのはちょっと言い方が失礼かもしれませんが、そういう面で少しは安心したところがありました。以上です。

司会者

ありがとうございます。続いて5番の方は強制わいせつ致傷の事件に御参加いただきました。内容は量刑が争点となったという事件です。それでは、よろしくお願いいたします。

5 番

私も裁判というのは本当に初めてで、どういうものなのか全く分からずに参加したんですけども、初めは自分が何でこの法廷に立ってるんだろうと、よく分からないイメージだったんですけども、裁判官の方たちの説明と、それから本当に見ず知らずの初めて会った方々ですけども、その方々と、被告人の方をどういうふうにしていくのが一番いいのかということを実際に本気で話し合えるチャンスがあつたというのは、自分としてはとてもいい経験だったなということです。それから、娘が3人いるものですから、強制わ

いせつとかという、やっぱり厳しめというか、それは許せないというような気持ち、感情的なものが初めはあったんですけども、そういったものよりもやはりきちっとした、裁判官の方たちの量刑はこういうものなんだという説明を聞いて、徐々に少しずつ理解をして、そして判決を決めていくに当たって、ああ、そういうふうを決めていくんだなという経緯を見られたことはとても勉強になりました。あと、弁護士の方のプレゼンテーションの仕方というのが、こういう形でプレゼンテーションをするんだなというのが、思っていたのとちょっと違うなという印象を受けました。以上です。

司会者

ありがとうございました。そのプレゼンテーションについては後ほどまた詳しく伺いますのでよろしくお願いします。

5 番

はい。

司会者

続いて6番の方は、住居侵入、殺人などの裁判員裁判に御参加いただきました。争点は、追起訴は公訴権濫用に当たって無効であるか否か、あるいは、量刑をどうすべきかというものです。破棄差戻し審の審理も問題となった難しい事件だったと思いますが、6番の方、お願いいたします。

6 番

全般的な感想ということで申しますと、やはり非常によい経験をさせていただいたというのが率直なところです。裁判所をすごく身近に感じるようになりまして、また裁判所に対する信頼感がすごく増したというふうに思っております。さらに、裁判員をやってから、裁判報道とか裁判記事、こういったものにすごく強い関心を持つようになりまして、いい経験だったなというふうに思います。あと、これはちょっと全体的な感想とは言えないかもしれませんが、裁判員をやってみて強く感じた点が2点ござい

ます。1点目は、量刑へのアプローチ、これが裁判官と裁判員では全然という言葉はおかしいですけど、かなり違うんだなというのが率直な感想です。それからもう1点は、加害者、犯人に対する配慮というものがかなりなされてるんだなというふうに感じました。この2点についてはまた後ほど多分機会が得られると思いますので、そこで述べさせていただきます。以上です。

司会者

ありがとうございました。それでは、審理の内容についての御意見を伺っていきたいと思います。全体的に見て公判審理が分かりやすいものであったか、あるいはそうでもなかったのか、結局何やっているのか分からないということだったのか、その辺のことを順番に聞いていきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。1番の方、どうぞ。

1番

審理が分かりやすかったか、分かりづらかったかと聞かれますと、分かりやすかったと私は思っております。ただ、やはり裁判を始めて、初めのうちはどうしても慣れない用語だとか、そのシステムなんかがやっぱりどうしても慣れないもので、何をやっているんだろうというところはありませんでしたが、やっていくに従って、やはり仕事に慣れるようにどんどん慣れていって、そこは個人差が出てくると思うんですが、私の場合は分かりづらかったということはないと思います。

次に審理についてですが、まず検察側の資料がよくまとまっていて、非常に見やすかったと思います。ただし、ちょっとこれは審理そのものからは話がそれてしまうと思うんですが、検察というか捜査機関になるんでしょうが、証拠品の取り扱いに関してちょっと詰めが甘いと思受けられるところがありました。具体的には、私がやっていた審理で、DNAの型を出す装置の正常・異常は何によって分かるのかという質問をしたんですよ。それに対して証人の答えが、調子が悪くなれば分かるというような答えが返ってきて、

ちょっと表現が曖昧なのではないかと。また、その装置の出す答えの確からしさ、それに関しても質問したんですが、装置の調子が悪くなれば修理するというような証言が得られたんですよ。例えばなんですけど、自動車なんかは定期的に検査を受けて、その車両の安全を保証していますけれど、その装置に定期検査というものを取り入れて、その装置の確からしさを保証してはいいのではないかと思います。次に、そのDNAの体液なんかを保管する冷蔵庫、これに関しても証言があったんですが、冷蔵庫に温度計が付いていて温度管理をしますよというような証言が得られたと思うんですが、例えばこれも一般の冷凍食品メーカーなんかやっているように、打点式チャートで温度管理を行ってはと思いました。

次に弁護側についてです。私の担当した裁判は、被告人の弁護人の方のほかに補佐人という方がついてまして、その弁護人の側と被告人のやり取りが非常に大変そうだなというのがうかがえました。弁護側の物証が少なかつたせいか、資料作成にも苦心の跡が見えるような気がしました。ただし、弁護人の方が3人ついていて、それぞれ資料のスタイルが異なっていて、検察側と比較すると見やすさに欠けていたのではないかと。見やすさに欠けるというのは、裁判において不利なほうにつながるのではないかと思います。あと、審理の途中で弁護人側が証拠品で写真を画面に出してきたんですが、ちょっと人によっては見るのに抵抗がある画像、細かくは申しませんが、そういうのがちらちらと出てくることもありまして、大事なことではあるんでしょうけれど、証拠を提示して明らかにするのは非常に大事なことだと思うんですけど、どうもそれに夢中になって注意力が欠けていたのではないかなと思います。

次に裁判所のほうですが、私のような素人のために解説だとか補足、あといろいろとお気遣いが大変だったと思います。おかげさまで、大過なく裁判員の期間を過ごすことができました。ありがとうございます。それはやはり

裁判所の方がいろいろ気を使ってくださったのが一番大きいと思います。ただ、裁判員を始めるに当たって、検察・弁護側と接触してはならないとする注意自体がなかったかなと。やはりそれを徹底させるためには、初めの時点で接触しないでくれというような注意を行ってもよかったのではと。具体的な注意はなかったと思います。特にこの立川では、何か数年前に裁判員の方と弁護側の方が接触したというのがあって問題になったらしいので、特に最近の小倉の事例なんかもあるようなので、そこは注意を払っていただきたいと思います。

あと、これはちょっとうまく言えないんですが、審理の期間が適正だったのかと言われてしまうと、やはりちょっと、そのときはよかったのかなと思っていても、後になって、あれ聞いておけばよかったなというのがないわけではないです。あれも聞いておきたかったな、これも聞いておきたかったなというのがないわけではないです。やはりスケジュールだとかあると思うんですけど、例えば私がやったときは予備日というのがありまして、それを有効に使うのも一つ手だったのかなと。かといって、私の行った裁判が駄目だったかということ、駄目ではないとは思っております。

最後に、私の担当した裁判は事件から数年が経っている裁判だったので、やはり証人の証言、当然数年も経てば記憶が薄れると思いますので、曖昧になってしまうというのがありました。なかなかそうもできないのかもしれませんが、事件があったときは起訴・裁判は可能な限り速やかに行うべきだと思います。以上です。

司会者

ただいま全般的に審理についていろいろ御指摘いただきました。細かい話はまた一通り伺ってから細かい点にフォーカスしてというふうに伺ってみたいと思います。それぞれ皆様方、御自分の審理について検察官・弁護人の活動、裁判所の対応、これについての御意見を1番の方と同様に伺えればと思

っています。では、2番の方、お願いします。

2番

まず、審理についてなんですけれども、裁判官の方がすごく気を使ってくれて、和やかな雰囲気やってくれるというのがすごく分かったので、緊張せずに話をすることができたのがすごく安心してできました。自分が考えをまとめて何を言えればいいだろうとか、どうやって考えればいいのか、いろんなことを最初は不安なときには考えていたんですけれども、特にそんなこともなく、裁判官の方がこれをどう思う？と言うところを、どう思うかだけ答えればいいのか、自分で決めてるという感覚があまりないというか、審理の流れは、きっと苦勞して作ってくれていて、そこに対して話せばいいということだけだったので、自分の気持ちはどう持っていけばいいんだとかは特にないので、思ったことだけをしゃべればいいんだなというのを思いました。なので、参加するときはどうしようと思っていたんですけれども、また、もっと人間ができてからじゃなきゃ私はそんなの参加できないとか思っていたんですけれども、別にそのまま、どう思う？と言われたことを答えればいいんだなというのが分かったので、特に気持ち的にも楽に参加することができました。

公判なんですけれども、最初、裁判員に決まっていきなり公判が始まって、何だかさっぱり意味が分からないうちにどんどん証拠のお話が出てきて、多分流れでスケジュールで教えてはくれているんですけれども、何かびっくりしちゃって圧倒されて、最初の1日目の公判は何が何だかさっぱり分からなかったというのが感想です。初めてだったから分からないんですけれども、証拠だけだったらもっとよく分からなかったんですが、後でこれがどうやって生きてくるかというのもさっぱり分からずに参加していて、もっとよく聞いておけばよかったと思いました。そのぐらいです。

司会者

ありがとうございます。では、3番の方、お願いします。

3番

全体的に見て公判審理は分かりやすかったです。公判が始まる前に、今日はこんな流れでいきますというのを詳しく説明していただいたのと、あと公判中に分からなくて、はてなマークがいっぱい出るようなときには、休憩のときにそれをしっかりと裁判官の方が説明してくれたので、全体的にはとても分かりやすく続けられました。検察官と弁護人の方がまとめてくれた資料もとても分かりやすかったので、何を考えなければならないのかとか争点がどこにあるのかというのがすごくよく分かりました。ただ、考えることがすごく難しかったので、とても苦労はしました。写真とかも、ちょっと見たくないような写真とかも出てくるんですが、それも事前に考慮していただいて、あまり見たくないようなものが出てくるのでちょっと覚悟しておいてくださいということも言われていて、心の準備ができていたので、これかと思うところもすごく配慮していただきましたので、公判審理はよかったと思います。以上です。

司会者

ありがとうございました。4番の方、お願いします。

4番

審理に関しては、初めは素人ということでほとんど分からないまま参加したんですけど、やはり前の3人の方がおっしゃったとおり、裁判所のほうでいろいろ説明ですとか、中でいろいろ教えていただきまして、無事務められたと思うんです。審理に入って、初めは、私が担当した裁判に関しては、被告人と検察側の犯罪の過程に食い違う点がものすごくあったんです。それでみんな検察側からも弁護人からも質問をそれぞれするんですけど、何か結論が出ないままどんどん進んでいって、何かこれでいいのかなというふうな初めは思いました。ずっと進んでいく中で、初めにその裁判が始まったと

きに、これはもう罪を認めていて量刑の争いだということでおっしゃった意味がようやくそこで分かりました。というのが、その量刑にあまり関係ないものは、意見が食い違っても全然気にしないでどんどん進んでいくんだなと。そうすると、裁判って、その質問自体意味があるのかなと。食い違ったままどんどん行くわけですから。初めは非常に私自身としては消化不良のままずっと進んでいったんですけれど、途中になってようやくそれが理解できて、それは量刑にあまり影響するような事象じゃないので、ただ質問するだけで何も結論は求めてないんだなというふうな自分なりの解釈をして進んだんですけれど。それでよかったのかどうかは分かりませんが、そういうふうな形で進めました。そういうところが、初めに恐らくそういうことだということで説明はあったのかもしれないんですけれど、そこまで私が理解できなくて、そういうふうな初め消化不良のような状態で進んだんだと思っています。その辺、今後、何か私のような消化不良で途中進まないような工夫がされればというふうな思いがあります。以上です。

司会者

ありがとうございます。では、5番の方、お願いします。

5番

公判の審理に関しては私も大変分かりやすいなという印象を受けたんですけれども、休憩時間をかなり多くとっていただいたので、その間、こんなことが分からないということを書いていいのかなという内容のことを一緒に裁判員をやってる方々と相談してみたら、みんなそうだよね、分かんないという話があったり、一緒に裁判官の方に質問ができたという雰囲気がとてもよかったので、大変恵まれていたなと思っています。そのおかげで審理に関しても分からないことは分かった上で出ることができたので、分かりやすかったです。証人尋問とか被告人質問に関しても、詳細過ぎるとか又は簡単過ぎるということもなく大変適量だったんじゃないかなと思っています。先ほ

どちょっとお話しした弁護人の方の発表の仕方に関しては、検察の方はどちらかというといいただいた資料をそのまま読んでいくような感じだったんですけれども、弁護人の方は、ちょっとアメリカの陪審員を想像させるような、私たちのほうに向いて感情を込めて、いろいろこういうことがあったんですよという話しかけるような口調で話していたのが、想定していたのとはちょっと違うなという印象を受けました。それに関しては裁判員のほうでもいろんな意見があって、そういうやり方がよかったよねと言う人もいましたし、逆に検察の方がやっていたような資料を読んでいくほうがどちらかといったら分かりやすかったんじゃないかなという意見もあって、双方の意見がありました。私の印象としては、どちらかというと同じような形で資料を読んでいっていただくほうが印象としてはいいのかなというふうに私は感じました。双方の意見がありましたけど、私個人的にそういうふうに感じました。以上です。

司会者

ありがとうございます。では、6番の方、お願いします。

6番

すいません。審理についてに入る前に選任のことについてちょっとだけよろしいでしょうか。

司会者

どうぞ。

6番

選任なんですけれども、最近、裁判員を選ぶ手続で辞退する方が結構増えてるようなんですね。私が思いますには、やはり裁判員経験者、現在も既に2度目、3度目の方がいるのかどうか私は存じませんが、2度目、3度目裁判員をやっていただくということで対応するのも一案かなというふうに思います。それからもう1点は、複雑な事件の裁判の場合、やはり経験が

生きてくると思うんですね。やはり私自身もそうでしたけれど、初めて行ってなかなか十分な判断が難しいなというのがございました。私の場合、公訴事実争いがなかった事件なんですけれど、公訴事実争いのある事件とか複雑な事件の場合では、やはり経験が生きてくるんじゃないかというふうに思います。ですので、言いたいことは、裁判員経験者をもっと活用されたらどうかというふうに。一般に広く意見を募りたいという意図もあるでしょうから、全体の3分の1とか2分の1とかは経験者でやってもいいんじゃないかなというふうに思いました。

次に審理についてですけれども、全体的に非常によくまとまった資料をいただきまして、非常に分かりやすかったです。ただ、残念なことに、資料をじっくり読む時間が意外とないんですね。休憩は3分とか4分とかいただけですけれど、正直なかなか資料を読む時間がありません。ですから、特に複雑な事件になったら資料がドンと出ると思うんですね。そうなりますとますます資料を、緊張してるというのもあるんですけれども、じっくり頭に入れる時間が本当にないんです。ですからここは簡潔な資料をということでやっていただければ非常にありがたいなと思います。

それから、細かい点ではいろいろございます。弁護人の方が同じことを質問されたりですね、検察官の方が話をしているときに弁護人の方が被告人と何か話をずっと5分も6分もしてるとかですね、ちょっと気になる点はございました。それと、私の参加した裁判では通訳が入りました。この通訳の方の声が全然聞こえなかったです。ほかの裁判員の方も、聞こえなかったね、何言ってたんですかと後で言っていましたので、私だけじゃなくてみんな聞こえなかったと思います。是非、通訳を採用される場合には、声だけは大きな声でというのを指導、指示していただければと思います。

それから、検察官の方の話の中でですね、1点ちょっと疑問がありました。それは、私が参加したのは差戻し審でしたので、被告人側だけが控訴して検

察側は控訴しなかったということで、私の記憶が正しければ、遺族の方は控訴してほしいと検察に言ったと。ところが検察側の説明では、遺族である御両親のお気持ちを配慮して控訴しなかったんだと。ちょっと矛盾があるのかな、苦しいかなという感じがいたしました。結果的には追起訴になったわけなんですけれども、そこもまたいろいろもめる材料になってるのかなというふうに思いました。

言いたいことはいっぱいあるんですけれども、差戻し審であったがために、たしか3日目だったと思いますけれども、原審の第一審のビデオが流されたんですね。それはそれでよかったんですけれども、ただ、裁判員としては、後で考えたときに、時系列的に若干混乱したという点がございました。これを最初の公判の前にですね、裁判員だけでその原審のビデオが見られなかったのかなと。つまり傍聴席の方にまで流す必要はあったのかなという感じがします。ですので、そこはもし可能であれば、今後そういうことがあるかどうか分かりませんが、考えていただければありがたいかなというふうに思います。以上です。

司会者

ありがとうございました。参加している検察官、裁判官、弁護人のほうでいろいろ御説明したいなということがあるんじゃないかなと思うんですが、どなたからでも、もし何かコメントがありましたら、今までの裁判員経験者の方々に対して、これはこうなんですよとか、何かありますか。

葛谷検察官

東京地検立川支部の公判担当の副部長をしております葛谷と申します。私のほうからちょっと発言させていただこうと思ったのは、1番の方がおっしゃった捜査機関のいろいろな機器の管理の話ですとか、あるいは鑑定の試料の件について御指摘がありました。詳細にどういう答えを警察官がしたのかは分からないものですから確実なことまでは申し上げられないと思うんで

すけれども、そういった点というのは恐らく捜査機関のほうでは随分考えてやっているのではないかなというふうに思います。ただ、今回そういう御質問に対してうまく答えられなかったということがあったのだとすると、ちょっとそれは、何というんですか、裁判員の方が疑問を持たれる点について、検察官の立場で言えば今後そういう疑問が生じる可能性があるというのであれば、その辺りについてまた尋問などで説明させるとか、あるいは説明できるように準備させるとか、そういったことが可能になるのかなと思いますので、今日の御指摘があった点については今後意識して考えていきたいなというふうに思います。以上です。

1 番

どうもありがとうございます。多分、推定の域なんですが、証人に立たれた方が科捜研のトップに近いような方だったと記憶しております。やはり現場のことにちょっと疎いのかなと。やはり現場に近い方が証言なされば、私の質問に対しても多分納得のいく答えが得られたのではないかなと思います。以上です。

葛谷検察官

もう1点よろしいですか。6番の方の御質問にあった点で、検察官の説明ぶりと遺族の方のお話が食い違ってるんじゃないかという点について、ちょっとこれも中身を存じ上げないので詳細なことなどは申し上げられないんですが、もしそういう印象を持たれたのであれば、やはり検察官の主張として、もしかしたらもうちょっと工夫の余地があったのかもしれないなというふうに思いますので、そういった疑問を、我々の立場からすると裁判員の方にスムーズに納得していただけるような検察官の主張のあり方については、また今後も考えていきたいというふうに思っております。以上です。

司会者

ありがとうございました。6番の方の御指摘について、ちょっとコメント

をさせていただきたいんですが。その一審のビデオというのはですね、これは法律上、差戻し前の審理の内容を更新するというんですけれども、その内容を調べ直すという手続をとらなければならないんです。ですから、それはビデオによるか調書を朗読するか、いろんなやり方があるかと思うんですけれども、これらの調べを公開の法廷で行うというのは、これは法律が求めている訴訟手続でありますから、それを省略することはできないということでございます。もちろん裁判員の方々に分かりやすくするために、調書を長々と朗読してそれを聞いたり、あるいは長々とビデオを見るというのは避けて、なるべく生の証人を呼んできて話をしてもらおうと、こういうのは事前に裁判官サイドでそのほうが分かりやすいよねということで工夫されていると思いますけれども、一部そういう更新の手続ということで証拠調べの形式をとったということは、法律上それが求められているということで御理解いただければなと思います。

さて、皆様方からいろいろ御指摘があって、論点も多かったわけですが、私が一つ気になったのが、やはり初めてやる方々であるから、もう少しこの証拠の意味は何だとか、要するに後から説明してもらったら意味が分かったと、こういう御発言がございました。これについてやっぱり我々は反省すべき点が多いのではないかと。もともと初めて緊張して来られる方が想定されるわけです。先ほど6番の方が御指摘されましたけれども、2度目、3度目の経験者というのは、これはやはりそういう方を作為的に選ぶわけにはまいりません。法律の定めによって無作為で抽選でやりますので、そういう方だけを狙い撃ちなんていうことはできないようになっております。基本的には初めての方ということでもあります。この辺について、法曹関係者でも、裁判員の方々でもいいんですけれども、こういう説明があればもっと分かりやすかったと、あるいはもう少し、ちょっと工夫してもらえるところがあったんじゃないかとか、初めて見て緊張している人に意味が分かる、こういう調べ

の方法は何かないでしょうか。

青木裁判官

裁判官の青木と申します。先ほどその証拠の内容に関しては1番の方からいろいろ詳細な御指摘をいただきまして、私自身、1番の方、3番の方が担当された裁判を担当させていただきました裁判官でもありますので、より長期の分かりにくい裁判というべきものをどのように分かりやすく導入できればよかったかというのを反省する意味も込めまして、本当に貴重な御意見を聞かせていただいております。

裁判所としてできることとすると、やはりその審理の流れ、争点、これから証拠を見ていただくに当たって説明できるというのはその点だと思うんですね。我々裁判官自身も、争点の整理ですとか、どのような証拠を取り調べることになるのかという証拠タイトルみたいなものは承知しておるんですが、証拠の内容を見るのは裁判員の方と一緒に初めて見るということでございます。ですので、裁判所ができることとすれば、やはりどの証拠をどのような意味で出してもらおうのかという当事者との打合せを行う公判前整理手続というんですが、その中でより分かりやすい立証を目指していただくというこの舵取りでしょうか。そういったものが一つ考えられるかと思えます。

また、1番の方から先ほど御指摘があった点でちょっと重ねて説明させていただくと、やはり証人の方が証言するというのは、証人自身の記憶、経験に基づいた証言内容ということになりますので、先ほども1番の方自身におっしゃっていただいたんですが、その証言適性といいますか、例えば機器のメンテナンスに関しては直接担当していない場合にはお答えできないということもあるということなんですね。ですので、裁判所としてやるべきこととして想定できるのは、やはり鑑定とかそういった科捜研の研究員の方が出した結果の内容が問題になるわけですから、その結果が導かれた過程に関する疑問も当然出されるだろうということで、そこも含めた立証ですとか、そう

いったことを当事者に考えてもらうようなことが事前に必要だったのかもしれないと、そのような形で今振り返って思います。私のほうからとりあえず今の点は以上です。

司会者

ありがとうございました。裁判所としては、これから証拠調べの内容の指針となる冒頭陳述ですね。それぞれ検察官，弁護人からされるわけですね。それを聞けば裁判員は引き込まれて、どういう証人がどういう証拠でこういうことをやってくるんだろうかと期待しているわけです。冒頭陳述を聞いてもらえば、これからやるのは興味津々で聞いてもらえると、こういうように勝手に思っているわけですが、それぞれの御立場から何かおっしゃりたいことがあれば。

1 番

今ちょっと一つひらめいたと言ったらあんまり表現がよくないんですが、確かに初め証拠が分かりづらいというのは皆さん抱かれたかもしれないですよ。仕事なんかをする上で、まずは重要度の低い仕事をやってから慣れるというスタイルがあると思うんですけど、証拠の中で重要な証拠，さほど重要でない証拠，ランク付けみたいなのが。例えばなんですけど、審理の場に速記官の方がいるときに、これは重要な証拠なんだなというようなのが何となく私も分かったので、悪く言うと、初めはあまり重要ではないと言うとちょっと言葉がよくないんですけど、重要度の低い証拠をやって、慣れてから重要度の高い証拠を扱うというのも一つの手なのかなと。そこまで考えてやっていらっしゃる方もいると思いますが。ちょっと私のときどうだったかという、もう今は記憶にないんですが。以上です。

司会者

先ほども申し上げたとおり冒頭陳述ということで、これからどういうことを立証したいか、その証拠の指針となるような、聞いてもらうために当事者

がそれぞれ最初にプレゼンテーションしますよね。これでスムーズに皆様方が証拠に向き合えるような形のために行われると考えているんですが、それが必ずしもうまくいかなかったのか、あるいは、そうでもないですか。

1 番

そうでもないとは思っております。スムーズだったかスムーズでなかったかと言われると、あと、分かりづらかったか、本当に分かりづらかったのか分かったのかと言われると、分かりづらいことはなかったのかなど。ただ、やはり私の場合、長い期間裁判員をやっていましたので、裁判員をやり始めの頃と裁判員中盤、後半といったところでは自分自身の能力も、やっぱり初めは能力が低かったと思いますので、能力が高くなれば当然いろんな用語だとか手順も慣れてきて分かりやすくなったのかなど。やはりどうしても初めのうちは分かりづらいことがあるなというのは、これは本当のことです。

司会者

2 番の方にお聞きしたいんですけども、最初に検察官あるいは弁護人がそれぞれプレゼンテーションをしますよね。それでその証拠の内容の重要度とか位置づけとか、争点とその証拠の関係だとかがずっと分からなかったのかどうなのか、その辺はどうでしょうか。

2 番

強盗とかそういう裁判だったので、家の中の図とか、どこに何があったとか、そういうものもあったりしたんですけども、それが後で何を意味をなすんだかが分からなくて、ここにこういう傷があるから、けがをしてるからこれをしたんだとかの流れが最初分からなかったもので、後から見たら、あっ、ここにあるからこれなんだとかいうのが分からなくて。あと、何かよく分からない字だけのやつとかも、ちょっともう最初なんでとっても理解ができなくて。

4 番

今思うと、我々裁判員のほうが問題なんじゃないか。というのは、やっぱりそれはしょうがないことだと思うんですけど、何せ経験がないので、冒頭陳述とかそういうのを説明されても、それがどういう意味なのかよく分かっていないわけです。後で考えると、いわゆるプレゼンなんかで例えるとレジュメが示されるような形で、後で振り返るとそこでちゃんと説明されてるんですけど、それを聞くときにまだ我々は理解できるモードに入っていないんですよ。冒頭陳述を聞くときにもう少し理解できるレベルになってれば大分違うのかなと。そういうふうに工夫できるか分からないんですけど、聞いたときはまだ半分お客さんなんですよね。言われてることの恐らく半分も理解してないんじゃないかなと。ほかの方は分かりませんが、私の場合は、後で冒頭陳述のやつを見ると、ちゃんと証拠をここで説明しますか何かで全部出てるんですよ。その辺の入り口がもう少し理解しやすいようになっていけば、もう少し違うのかなというふうに思いました。以上です。

司会者

ありがとうございます。ほかの方、この点に関してどなたか御意見ありますか。6番の方、どうですか。

6番

今のお話を聞いていて、というか私自身強く思ったんですけど、やはり裁判員になる人の質というかがすごく、もうこれはくじでやってますからやむを得ないんですけど、すごく差があると思うんですね。ですから、全員にきちっと分かっていただくようにするためには、はっきり言ってレベルがかなり、私もそうかもしれませんが、レベルの低い方に合わせた説明をしていただくことしかないように思います。正直言って私もですね、最初、審理が何、公訴事実が何、科刑意見って何というのが最初の日二日続いていました。裁判官とか検察官とか弁護人の方は当然のようにそれは普通だろうと思っていらっしゃると思うんですけど、私ども一般人はそんなこと全

然意味分かりませんですね。最初はね。分からなくて公判に臨んでいます。ということこそ是非御理解いただきたいと思います。繰り返しますけれど、裁判員の中にもものすごく差があるんだよと。差があるからみんなに理解してもらいたいというのであれば、レベルが下の人まで落とさせていただいて説明していただくということしかないのかなというふうに正直思います。以上です。

司会者

ありがとうございました。それでは、最初の冒頭陳述の問題点というのが浮き彫りになったと思うんですけれど、途中の証拠調べの質問の仕方、証人に対する検察官・弁護人、それから裁判所も、あるいは裁判員の方々もされたかもしれませんけれど、そのような証拠調べのあり方、何でこんなことを聞くんだらうと、その辺の分かりにくさというのはどうだったのでしょうか。裁判員経験者の方から証人尋問の分かりやすさという点で何か御指摘いただければと思うんですが。

3番

全体的には分かりやすかったんですが、時には質問の意味が分からないこともありました。具体的には覚えていないんですけれども、私が知りたいことと全然違うことを弁護人の方も検察官の方も聞いていたりして、そこなのかなというところがあったこともあります。ちょっと論点が外れちゃうかもしれないんですが、その証拠から導き出せるのが少ししかなくて、もし写真だったらこの写真が欲しいのになというその写真がなかったときに、それを次の審理のときに準備するとかいうことはしないのかなというのは疑問に思いました。その写真はないですねでそのまま終わってしまうと、えっという何か、それがあれば見られるところがいっぱいあるのになというところを準備してくれないんだな、出された証拠だけで評議したりしなければならぬというのが私にとっては少し不満な点でした。

司会者

ありがとうございました。最後まで何のためにその質問をされたかというのが分からなかったのか、あるいは、例えばほかの方の意見とか裁判官の意見を聞いて、そういうことだったのかということが分かったのか、その辺はどうですか。

3 番

そうですね。評議室に帰ってきて説明をされて分かったこともあります。あとは、評議室に帰ってきて裁判官も含めて、何でだろうということもありました。

1 番

質問の仕方についてなんですが、まず検察の方の質問は非常に分かりやすかったなど。中にはやはりどうしても難しい言葉があるんですが、分かりやすかったと思います。次に弁護側は、さっきも言ったんですが、3人ついておまして、3人それぞれ質問の仕方、口調だとか違って、違うのはやむを得なかったと思います。ただ、弁護側の方に見受けられたんですが、必死なのは分かるんですが、ちょっとやっぱり感情が出てしまってるのかなという口調になっていたのが、今となっては気になります。あと、弁護側の質問の仕方なんですが、ちょっと当たりをつけてるというような、手当たり次第に当たりをつけてるのかなと捉えられるような場面もありましたので、そういった場面は可能な限り、必死なのは分かるんですが、やめたほうがよいのではないかなと思いました。以上です。

司会者

その必死さとか情熱とか、そういうものがあると何か感動するというか、そっち側に引き込まれるというようなイメージもあるんですが、そうじゃないということですか。

1 番

そうじゃないですね。

司会者

先ほど5番の方が陪審のような訴えかけるような弁論とそうでない場合の違いがあったとおっしゃったんですけど、その辺をもう少し、御自分がどうしてそっちのほうの方がよかったと思ったかを説明していただけると、今のお話ともつながるかなと思います。

5番

多分、アメリカ人とかそういった方たちのプレゼンテーションの仕方というのは、やはり向こうの人たちにとってはとても心地のよい、恐らくすごくいいあれだと思うんですが、やはり日本人だからということなのかも分からないんですが、プレゼンテーションによっていかに被告人がかわいそうな立場にいたのかということを知ることが、私たちとしてはそうだったんだなというふうに思いますが、それより事実として並べていただいたほうが、検察のほうのと両方とも同じように並べて聞くことができるという、あまりその感情で訴えるようなやり方が逆に、日本人の私にとってはかもしれないんですが、ちょっと違和感というんですかね、を感じてしまったんだと思うんですね。でも、裁判員の方の中には、ああいうふうに言っていてとやっぱり弁護人の方がすごく一生懸命考えてるんだなというところが分かるので、すごくよかったと言ってる方もいたので、それは私の本当に個人的な意見だとは思いますが、そういう印象を私は受けました。

4番

私はちょっと違う意見です。私の担当した裁判は、弁護人の方はそういうふうな感情移入とかそういうのはほとんどなく、むしろさらっとしてました。むしろ芝居がかってまでやるというのは、これはいかななものかと思えます。本当に自然な感情移入というのは、それはしょうがないことであると思えますし、やっぱり弁護される被告人の有罪・無罪を決めるところから量刑もいろいろあると思うんですけど、あんまりさらっとしていると、被

告人からすると、本当に自分のために弁護してくれてるのかなど。それとか、当たりをつけるというのは当たり前だと思うんですよ。あまりにもそれが激し過ぎたらよくないと思いますけれど、やはり全部が全部確信を持って弁護人の方も持ってきてるものばかりじゃないと思いますから、やはり裁判の中でいろいろ意見を、意見というか事実を聞き出して弁護しようという気持ちがあると思いますので、ある程度当たりをつけるというのは、これはしょうがないんじゃないかなど。それとか感情移入が芝居がかって見るに耐えないとか、そこはちょっとよくないと思いますけど。本当に弁護人として被告人に対して忠実に依頼されたことをやるという方でしたら、やっぱりある程度の感情移入というのはしょうがないんじゃないかなどというふうに思います。以上です。

司会者

ありがとうございました。先ほど弁護人側の対応、態度についてのいろいろな見方がありましたけれど、布川弁護士からコメントをいただけますか。

布川弁護士

当事者の立場としては、やはり判断者である裁判員や裁判官の方に我々の主張を理解してもらおう、まさにそれがプレゼンテーションという意味だと思います。それは前提として大切なことだと思うので、それは指導というか研修とかでもやっています。ただ、確かに芝居とかそういうのは全く必要ないし、害悪だと思っていますので、あくまでもちゃんとした事実と証拠に基づいて、それをどう説明するか、説得するかということをおこなうことは弁護人としては心がけてはいるんですけども、なかなか伝わらないこともあるのかもしれないのかなど思いました。

司会者

1番の方から出た資料が3人で統一されていないとか、その辺のことは何かありますか。

布川弁護士

これは弁護士の限界というものもあるのかもしれないんですが、3人いるから結構マンパワーがあるんじゃないかとお思いかもしれないんですけども、我々は検察官のように例えば検察事務官ですとかそういう事務作業をやってくれる人を抱えているわけではなくて、全て弁護士が一人で、若しくはその3人だったらその個人個人がやってるというところがあるので、なかなか資料を最終的に統一しましょうとか、それぞれの事務所で独自でやってるという方もあって、そういうところでどうしてもばらつきが出てしまったり、そういったマンパワー不足で不十分な資料になってしまうということがあるのかもしれないです。何の言い訳にもならないですけど。

司会者

ありがとうございました。

それでは、評議のあり方などについての話題に進みたいと思っております。ここは裁判所のあり方が非常に問われるところでありますけれども、評議の雰囲気、言いたいことは言えたんだろうか、議論が充実していたのか、評議時間として適切であったのかどうか、何か改善すべき点はないだろうか、この辺のことを経験者の皆様方に伺っていきたいと思います。くれぐれも評議の内容にわたる具体的な話は御容赦いただき、今言ったような御感想をいただければと思います。恐縮ですが、6番の方から順にお願いします。

6番

評議に関しましては、非常にスムーズに、スムーズにというか適切に進行されたと思うんですけども、1点だけちょっと気になった点がございます。それは、議論が裁判官と裁判員、その間のやり取りに終始されたんじゃないかと。終始と言い切っちゃうのはちょっと言い過ぎかもしれませんが、かなりそういう局面が強く出ていたんじゃないかというふうに思います。恐らく裁判長さんは、裁判員の間で不和とかあつれきが生じてはいけない

という配慮があってあえてそうされなかったんだという気はしていますけれども、私が望みたいのは、議論を深めるために、やはり裁判長さんのほうから振っていただいて、裁判員間の意見の交換、これをやっていただきたかったと。私はかなり主張させていただきまして意見を言わせていただきましたので、私自身は非常に満足しているんですけども、振り返ってみますと、私の意見に対してほかの裁判員の方がどう思っているのかな、もしかして違う意見を持っているのかなというのが、後で思ったんですね。ですから、多少のあつれきは気にされないで、裁判員同士の間で、あなたは今の意見に対してどう思いますかというふうに振っていただいたほうが議論はさらに進んだんじゃないかというふうに思います。以上です。

5 番

私は6番の方とちょっと逆の印象を受けたんですけども。どちらかというところ、評議の間は裁判官の方3名の方と私たち裁判員と一緒に、イメージとしては裁判官の方にいろいろ教えていただきながらというイメージが私にはあったんですが、そういうイメージではなく、裁判官の方も、あれってこうだったのかなということを知った点についての意見を言ってくくださるし、「でも、それはそうじゃないんじゃない？」という話がお互いに割と活発にできたなという印象を私は受けました。そこがすごく意見を言いやすかった理由かなというふうに思っていて、その辺り裁判長の方もすごく全体が意見を闊達に出せるような雰囲気を出してくださったし、裁判員の一人の人がこう言ったときには、私はそう思わないとか、私もそれに対して同意見という意見が本当に闊達に出ていました。裁判官の方たちも一緒に、本当に一緒に立場で考えているんだなというところに安心感と信頼感とを感じたのを覚えています。案件によっていろいろとあるとは思いますが、私の案件に関しては、ということだったのかもしれないんですが、私はそういう印象を受けました。

4 番

私も意見としては5番の方と似た意見なんです。やはり裁判員同士も裁判官と裁判員の意見交換もやりやすい雰囲気でした。裁判官の方も、裁判官の方が初めに意見を言うと皆さん言いにくくなるというのを考慮してかと思うんですけど、裁判員の方に意見をまず言ってもらって、その裁判員の方に対してのまた別な人の意見があるかどうかというふうな聞き方もされてましたし、非常に活発に公正な話し合いができたと思います。ただ、これはどうしようもないことだと思うんですけど、例えば殺意を強く感じるか否かというときに、ある事象を見ても人それぞれ、こういうことは殺意が弱いんじゃないかと、同じものを見ても強いんじゃないかと、この個人の印象の差がどうしても出てきます。それはどうしようもないことかもしれませんが、そういうところで量刑を決める上では非常に悩みました。これもまた裁判官の方があまりリードし過ぎると、結論を誘導するような形になってしまうので、またそれもできないと思いますので、そこはジレンマとして残ると思うんです。その辺がむしろ私にとっては、評議と直接関係があるかどうか分からないですけど、量刑を決める上で、同じ事象を見てもAさんとBさんの見方が全然違うと。その辺が非常にジレンマとして残りました。以上です。

3 番

評議についてですが、まず裁判員のほうから意見を一人一人聞いていただいたことで、裁判員の中で意見が分かれたときにも、ずっと見守る姿勢をとって、最終的に裁判官の方や裁判長が、これはこうでこういうというふうに説明をして、全員が納得するまで、一人でも納得しない人がいるとずっと続くような形をとっていただいたので、とてもよかったですと思います。最初、評議の時間の日数を見たときに、すごく私はびっくりしました。こんなに何日も評議するのかなと思ったんですが、一つの点がその日で結局結論が出ずに終わって明日に持ち越しということもいっぱいありましたので、すごくじっ

くりと話して決められたと思います。

今回、長かったというのと、すごく長かったので全部をやれたわけではなくて、半分、2部制という形でやったので、私は後半部分を担当したんですが、前半部分のことがよく分からなかったこと、その疑問を抱えたまま最初評議をしていたときに、少し不安がありました。裁判官の方もすごくいろいろ考えた上で2部制に分けたと思うんですが、確かに全部やるとなったらすごく日数がかかってとてもできなかったと思うんですけども、全部やりたかったかなという気持ちも少しあります。それとあと、年を越して行ったんですが、年が明けるまで秘密にということもあって、それがすごく引っかかっていて、年越しがすごく不安を抱えたまま、同じ裁判員同士で帰り道に話しているときに、もしかしたらこんなにすごく考えたのが全部無駄になるんじゃないかとかそういう不安も抱えながらやっていたので、どうしたらいいかはちょっと結果は出ないんですが、その辺も含めてもし長期になることがあったら、また改めて考えていただきたいなと思います。以上です。

司会者

今の関係で御質問したいんですけど、期日がかなり長かったんですが、あの程度の事件をやるんだったらしょうがないということなのか、あるいは、もうちょっと短く、評議の時間も短くコンパクトにまとまったんじゃないかというのか、もっと欲しいというのか、その辺はどんな感覚ですか。

3番

全部をはっきりとさせたいというのが私の性格なので、時間は幾らかかっても構わないというのが正直な気持ちです。ただ、仕事のことを考えると、また難しいとは思いますが。あとは、弁護人の方とか検察官の方との、ちょっと評議と離れちゃうんですが、審理をするときに、朝の時点でちょっとトラブルがあったりして待たされたりしたことがあったので、その辺りをもっとうまくやっていただければ、時間は少し短縮できるのかなと思います。

司会者

ありがとうございます。では、2番の方、お願いします。

2番

評議は、裁判官の方がとてもスムーズに進んでますと言ってくれてるんですけども、初めてなんでそれがスムーズかどうかはとても分からなくて、多分いってるんだろうなと思って。できてるのかというのはよく分からなかったんですけども。最初に私たちが意見を言って、その後裁判官の方が自分の意見を言ってくれるんですけども、できれば私は最初の一般的な意見が聞きたかったというか、「普通はこう思います。だけど皆さんはどう思いますか」と聞かれたときに「いや、これは違うだろう」という考えが自分の中で生まれるので。何もないところで意見を求められると何かいいように答えてしまうような気がして、何か1個「普通はこんな形です。だけど皆さんはどう思いますか」みたいなほうが、何かよく考えられたかなというのを思いました。

司会者

ありがとうございます。それでは、1番の方、お願いいたします。

1番

すいません、選任と評議と判決言渡について述べさせてもらっても大丈夫ですか。

司会者

よろしいですよ。

1番

ちょっと話が戻ってしまうんですが、選任について言いたいことを言わせていただきます。裁判員候補者は有権者の方から選んで、さらに裁判員を絞り込むそうですが、これはあくまで私の見方です。やはり介護だとか、仕事の事情で裁判員をできない方というのは非常に多いと思います。現に私の周

りの友人と裁判員をできるかなんて話題にしたことがあるんですが、無理だよなんて答えが多かったのを覚えております。この今の現状は、国民の意見を取り入れるための裁判員制度なんてキャッチフレーズになっていたと思うんですが、それにとっては非常にマイナスなのかなと。私の場合、今の勤務先に裁判員制度に対応した社内の制度がありましたので、それがあつたからやれたようなもんだと。どうすればいいのという考えなんですけれど、正直今は分かりません。各勤務先だとかに任せている状態では今の現状を是正することは無理だと思いますので、例えば国として何か手を打つべきではないのかなと。是正したいと思うのであれば何か手を打つべきで、現状でよいと思うのであれば現状のままでいくしかないのかなと思います。

次に、評議についてです。評議の雰囲気、言いたいことが言えたかなんて聞かれますと、言いたいことはもうみんな言えたのかなと。議論が充実していたか、していないかと言われますと、していたと思います。私の担当した裁判の場合、6人の裁判員の方と、なおかつ4人の補充裁判員の方がいまして、10人それぞれ経験だとか性格、考えとかに基づいた意見をいろいろ出していただいて、非常に議論は充実していたのかなと思います。そういう10人の考えが出たことによって、何かに偏った考えになるということはなかったと思います。評議に関しまして、裁判所から裁判員を始めるに当たっていただいた何かマニュアルというかテキストに書いてあつたんですが、時々見返したんですが、法律、常識に則って判断してくださいというように書いてありまして、概ねそのとおり果たせたと思います。あと、私が心がけていたことなんですけれど、これは裁判所の方の努力が非常に大きいと思うんですが、皆が気持ちよく参加できるように、私も努めたつもりです。概ねそのとおりできたのかなと。ただ、評議の初めのほうなんですけど、やっぱり皆さん慣れてないせいか、法廷で重い話、何かまではちょっと具体的には言いませんが、重い話をして評議室に戻ってきたときに、皆さんの表情が暗くなっ

て黙り込んでしまうなんていうのをちょっと覚えています。だんだん裁判が進むに従ってそういうことはなくなってきたんですが、初めのうちはやはりやむを得ないのかなと。私の場合、何と言ったらいいのかな。誰かが亡くなったとかいう事件ではなかったのですが、もし仮に誰かが亡くなったなんて事件であれば、もっと重苦しい雰囲気、やはり精神的にきつくなるのかなと思いました。この点については今後の裁判所のやり方に期待します。

次に判決の言渡しですが、判決文の作成は当然裁判官の方が行いました。きっと大変だったと思うんですが、私の考えた役割としては、作成された判決文のチェック、あともう一つ考えていたのが、後々禍根にならぬよう、具体的に申しますと、立川で、先ほど話があったようなんですが、差戻しによる裁判やり直し、あとは高裁で判決が覆るようなことは、やはり自分の担当した裁判からは出たくないという思いがありましたので、しっかりチェックしたつもりです。ただ、その答えが実際に間違っていたか、合っていたかという答えが、ひょっとすればあと5年か10年後に出てくるのかなというような不安と期待もあります。最後に一つ、判決言渡のときに補充裁判員の方が裁判官側の席でなくて傍聴席に回られたんですよ。あれは何でという思いが今でもあります。長期間一緒にやった仲間のようなものなので、最後は何で一緒じゃないのなんて思っております。以上です。

司会者

ありがとうございます。最後の点はですね、やはり判決宣告の場合には、責任者が入ることが決まっております、補充裁判員は基本的には正式な裁判員が抜けた場合の補欠的な意味がございますから、1票は入っていないわけですね。判決についての意思を表明していない人が法壇に上って宣告するというのはいけないだろうと、こういう法律の建前に従ったものでありまして、どこの裁判所もそのようにしているんだと思います。

いろいろ出ましたけれども、裁判官と裁判員の方がちょっと違う位置づけ

になってしまうんじゃないかということとか、裁判官が普通こう思いますというようなことを言ったほうがいいんじゃないかというような御意見がありました。今の御意見を聞いて、どなたからでも結構ですけれども、何かコメントをいただければと思うんですが。裁判所のほうで何かございますか。

青木裁判官

青木でございます。評議の進め方、やり方、皆さんが十分な御意見を言えたかどうかというのは、本当に裁判所の評議を任される立場としても、非常にいろいろな思いを説明していただいたなと思って聞いておりました。やはり、事件によって、事案によって、その評議すべき内容によっていろんな場面があるかと思いますので、皆さんそれぞれの場面でそれぞれの体験をイメージしておっしゃっていただいたと思うんですね。特に6番の方が経験なされた評議というのは、想像ですが、法律的にも難しい問題であり、量刑的に非常に難しい選択を迫られるという評議を経験されたと思うんですね。そういう量刑的なものを決めるときの裁判官の発言とか、あるいは裁判員の方自身がそれぞれ、4番の方もおっしゃっておられましたが、一つの事象についての御意見がかなり違くと、そういうときに裁判官がどのようにその評議を進めていって、裁判員同士が価値観をぶつけ合うような場面が果たしていいのかどうか、非常に難しい場面なんだろうなと思って聞いておりました。その中でも、そういった御指摘をいただいて、これからのやり方といいますか、解決はまだまだこれから自分たちで見つけていくんですけれども、貴重な御意見をいただいたなというふうに実感いたしました。

また一方、事実認定的な評議を経験された方も多数いらっしゃいますし、その事実認定をもとにそれに評価を加えるという、殺意の強さとかですね、その点も非常に難しかったと思うんですが。そうですね、お伺いできればと思うのが、裁判官の発言というのはどれぐらいの重みを持って皆さんに受け止められたかという点を少し御意見をいただければなというふうに思います。

裁判官も一人の人間でして、経験値も、逆に言うと皆様のほうが経験が高いような事柄が多数あることだと思うんですね。その中で、ただ専門家として法律に携わっている者の発言がどのように聞こえるのか、何かを言ったときにはそれが誘導的になってしまわないかどうか、裁判官なんて何言ってるんだというふうに軽く受け止めていただけるのか、そういったところの御意見を率直にいただければと思いますが、いかがでしょうか。

司会者

6番の方どうですか。

6番

非常に重要なポイントだと私は思っております。裁判官の方というのは、やはり公平性というものを全面に押し出してこられるんですね。これは非常に重要なことですから、公平性というのは私自身も当然だと思いますし、もともとだと思うんですけども。ただですね、公平性というものを100%打ち出しちゃったら、裁判員は要らないんですよ、はっきり言って。裁判官も要らないかもしれない。つまり、何かと言ったらコンピューターができるからです。量刑データとか判例とかで引っ張り出せるのであればコンピューターでできちゃう。極論すればそうなっちゃうんで、肝心なのは、これは裁判員制度そのものに関わってくるんですけども、裁判員制度を重視するのであれば、やはり裁判員がどのような意見を持っているかということのを酌んでいただくことしかないと思うんですね。先ほどちょっと冒頭で申しましたけど、裁判官と裁判員では量刑に対するアプローチが全然違うんです。裁判官は先ほど言いましたとおり公平性というものを全面に押し出してこられます。裁判員というのは無手勝流、徒手空拳で臨んでいるんです。むしろ感情で臨んでいるんですね。要するに、こんなひどい犯罪を犯す人がこんな5年や10年で刑務所から出てこられたら困るよねと。若いから社会復帰の余地があるよねとかそんなん違いますよ、そんなんじゃないですよ、それは人間

性の問題ですよ、年齢の問題じゃないですよというのが一般市民の考え方。もちろん全員がとは言いませんよ。そういう考え方もありますという意味で申しただけですけどね。つまり、量刑に対するアプローチが全然違うところで、裁判官の方が公平性というものをぼんと全面に押し出しちゃったら、そういう無手勝流で臨んでいる裁判員というのは、だだだっとそっちに流れちゃうんですよ。これは悲しいかな残念ながら現実です。これが現実なんです。だからそこも十分裁判官の方には分かっていたら、なおかつ、そうだよなという広い心で裁判員の声を酌んでいただく、これしか私はないと思うんです。ちょっと生意気な言い方をしましたけれども、裁判員制度を存続させるのであれば、そこに活路を見いだしていくしかないと勝手ながら思っております。以上です。

司会者

ありがとうございました。ほかに。5番の方、どうぞ。

5番

裁判員制度というのはそもそも、例えばその案件に関して裁判官の方だけでやってもいいんじゃないかと思うところを、あえて裁判員が加わるという意味が、やはり私たち全く素人の人たちがどう思うのかということ、裁判所のほうでそれを聞きたいという願いがあつての裁判員制度だと私は思ったので、そういう意味では、その思った意見を、例えば裁判官の方はこうなんじゃないかという意見をおっしゃっても、いや、でもそうは思わないという意見も私のときには比較的闊達に出ていたという印象がありました。それに対して裁判官の方たちは、別にそれに対して反論するというのではなく、でもこうだけと言いながら、例えば意見が変わったら、またその裁判官の意見を聞いて変わったら、また次に意見を変えてもいいんですよというふうにおっしゃるし、パーフェクトな答えを言わずに、思ったことをぼろっと言ってくればいいんですよというふうにも言っていたので、その辺が

とても意見はしやすかったし、言ってしまったことも、さっきこう言ってしまったからもう変えちゃいけないんじゃないかという心配もなかったですし、その辺り大変心遣いをいただいていたし、一般市民としての意見を私は言いやすい環境だったなという印象を受けました。

司会者

ありがとうございます。4番の方どうですか。

4番

初めはあまり考えてなかったんですけど、ずっと振り返ってみると、裁判官の意見を物差しのような形で聞いてましたね。それに特に左右はできるだけされないようにというふうに自分自身も思っていたんですけど、やはり殺意が強いか強くないかというのは、これは意見は割れるかもしれませんが、誰でもが判断できると思うんですよ。その事象に対して、ある人は強いと言うかもしれない。ある人はあまり強くないと言うかもしれない。そういう意見は誰でもが持てると思う。ただ、そこで難しいのが、じゃあ同じ強いというふうに思ったとしても、量刑何年なのか、そこが非常に我々素人では判断しにくいところだと思います。やはり裁判官の方もその辺を考慮していただいて、判例ですとかいろいろ見せていただいて、こういう事案で強いと大体何年から何年ぐらいですねと。そこで、そこが誘導になるのかどうか分からないですけど、やはりそれも必要だと思います。単純にそういうのが全くなく裁判員の意見を反映させるんだということで判断してしまうと、判決がものすごくぶれるというか、量刑が、同じ案件をやったとしても、ある裁判員のグループでは10年、あるグループでは5年だというふうに出してしまう可能性があると思うので、やはりその辺は量刑を判断する上で、強いとか弱いとか、最終的に判断する要素を決めるまで裁判員がちゃんと意見を言えればいいと思うんですけど、量刑はやはりそういうのにある程度合わせていかないと非常に不公平な法の執行になると思います。ただ、それが前例

だけ見ていればいいのかという、そうとも思いませんし。そうすると、その範囲でも重めと軽めがあるわけですから、本当に裁判員がそれでもやっぱり納得できなければ重めのほうになっていって、何年かしたらそれが変わってくるかもしれませんというふうに思います。

司会者

ありがとうございます。3番の方はいかがでしょうか。

3番

評議のときに一番大変だったのが量刑を決めるところで、評議のときは本当に自分の思ったことをそのまま言いたいことを言って、いろんな人の意見を聞いて、いろいろ考えさせられて、本当に思ったことを全部言って、納得いかなければ納得いくまで説明をしてもらうということができてよかったんですが、量刑の面ですごく重い責任を感じてしまって、判断しなくていいものならしたくなかったというのが今でも。そこまで、補充裁判員も含めて、裁判員の意見をいろいろ聞いていただいて、話し合った中で、できれば裁判官の方に量刑は決めていただきたかったなというのが本音です。これでいきますというのを言っていただいて、そこで納得できない人はまた話し合いをしてという形がとれたらなど、ちょっと勝手ながらそんなふうに思います。以上です。

司会者

2番の方、お願いします。

2番

私のやったときには、評議のときに裁判官の方と裁判員の人でそんなに意見が食い違わなかったのが、気持ちとかも同じぐらいなんだなというのを思いました。もしこれが違うことを3人だけが思っていたら、やっぱりそれを尊重してくれないなら裁判員制度の意味はなくなるんだろうと思います。

司会者

1 番の方，どうぞ。

1 番

裁判官の方の発言だとか，先ほど一人の人間なのでやっぱり間違えるかもしれないというのはあると思うんですよ。正直，人がやる限り，あと100年経とうが1000年経とうが間違いというのはついてくると思います。ただ，裁判官の方というのは私から見れば十分な訓練を受けたプロ，プロ中のプロだと思っていますので，裁判官の方の発言に私は信頼を置いていました。ただし，私として当然その発言だとか言動を見て聞いておかしいと思うところがあれば直すつもりでしたが，私の担当していた裁判ではそういったことはありませんでした。以上です。

司会者

なかなか難しい問題ですし，おいそれと答えが出る問題ではないと思っています。最高裁が合憲判決で裁判員制度についての意義を判示しているわけではありますけれども，ハイブリッドな制度，プロの裁判官と一般国民の方が一緒になって，それぞれの長所を生かせるような裁判をする，そのバランスのとり方が非常に大切ではないかというような趣旨の判示をしております。それを改めて私どももかみしめるべきかなと，皆様の御意見を聞いて，そんなふうに思いました。

さて，経験者の方々のほうで，何かこの点をお話し申し上げたいという方がいらっしゃったら，どなたからでもお願いできればと思うんですが。6 番の方，どうぞ。

6 番

裁判員制度に対する諮問委員会，要するに裁判員制度をどう変えていこうかという諮問委員会みたいなものはあるんでしょうか。

司会者

ございます。裁判所では裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会がござ

います。それは基本的に裁判員の方々の参加したアンケートも含めて、有識者を集めて改善の方向性などを何度にもわたってやっております。今これは裁判所のウェブサイトで、その資料とか議論も見られるようになってございますので、参考までにご覧いただければと思います。

6番

今、裁判員が参加したアンケートとおっしゃいましたけれど、実際にその委員会なりに裁判員経験者は入ってるんでしょうか。オブザーバーか何かで入っているんでしょうか。

司会者

それは裁判員経験者自体は入っていませんが、もちろん法律家だけではなくて、ほかの一般的な方がメンバーの中に入っておられるかと思います。

6番

できますれば、オブザーバーでもいいですので、裁判員経験者も入っていただけるとありがたいと思います。以上です。

1番

先ほど少しお話が出ました2部制について、こういうことがあったよというのを話したいと思います。実際に評議をやってるときの休憩時間に、裁判官の方と立ち話的な話で、今回の裁判は初めて2部に分けてやることになりましたが、2部ぶっ通しだとできたでしょうかなんていう質問をされたんですが、私はそのときやはり無理が多いのではないかなと。何でも聞いたところ、全部をひっくるめて1回でやろうとすると4か月から5か月かかるというような話をされまして、やはり4か月5か月は一般の人にとっては無理があるのではないかというような話をしました。以上です。

司会者

今の点はですね、著しい長期裁判は裁判員を外してできるような法制度、これができております。それから、今言われたのは区分審理といいまして、

長くなるのを分割して、最後には併合審判ということで判決を含めてやるという、この制度は実際に早くから制度が取り入れられて、これがないとやはり一般の方々をお招きしてやることには耐えられないだろうということから制度として運用されているわけでございます。よろしいでしょうか。

それでは、司法記者からの御質問ということでよろしいでしょうか。

甲社 A 記者

裁判員に対する接触禁止についての話が出ました。1 番の方が先ほどの発言で裁判所にはもっと注意を払ってもらいたかったというふうにお話をされましたけれども、これは具体的にどんな注意を払ってほしかったんでしょうか。

1 番

注意を払ってもらいたかったというか、注意がなかった。実際に具体的に口頭で接触してはならないという注意がなかったということです。ただ、やっているうちに裁判所の方が、例えば審理が終わって帰ろうとするときに、「今まだ弁護人の方がいらっしゃいますので、少々お待ちください。」なんていうアナウンスから何となく察することができました。

甲社 A 記者

そうすると、注意がなかったというのは、接触しないように気をつけてくださいということについて、裁判員の方に対する注意がなかったということでしょうか。

1 番

はい、そうです。

甲社 A 記者

それに関連してですが、裁判員の方が同席している席で、弁護人、検察官双方に対しても、裁判員に接触しないように皆さんお気をつけてくださいと、そういう注意があったのでしょうか。

1 番

弁護士，検察の方はそういうのはもう頭に入っているものだと私は思っております。

甲社 A 記者

そうすると，裁判員の方に対してこういうことに気をつけてくださいと，そういう注意が欲しかったということでしょうか。

1 番

はい，そのとおりです。

甲社 A 記者

はい，ありがとうございます。関連してなんですけれども，今回，福岡地裁の小倉支部で暴力団関係者が裁判員に対して声かけをしたとされる事案がありました。この件に経験者としてどんな印象を持ったか，皆さんに伺えればと思うんですが。

1 番

ちょっと映画の話になってしまうんですが，マフィアだとかそういった方の関連がやっぱり声をかけてくるというのは非常に怖いと。声をかけられただけで，声をかけたほうはそういう意図がなくても，やはり脅してくるといような印象を持っていて，自分がその立場になっていたらやはり重たいと思います。

2 番

よろしく頼むよか何かそんなようなことを言われたということで，記事を読んだときには，「よろしく」というのは，公正にやらなきゃ，私頑張らなきゃと思うんだらうなという感じで捉えてたんですけれども，いざ格好がすごい人が近寄ってきただけでも怖いのかなというのははっきり思います。でもそれは審理の中身は分からないので関係ないかなと思います。

3 番

暴力団とかはやっぱり怖いので、今後声をかけられたりとかすると、その裁判とかが終わった後も何か関わりができてしまうのかなという恐怖があるので、できればそこは考慮していただきたいなと思います。

4 番

やはり暴力団なんかですと報復というのが皆さん頭にあって非常に怖いことだと思います。運用としては暴力団案件は極力裁判員裁判の対象にしないということだったんですけど、何か今回は特殊でやってみたいで、非常に怖いことだと思います。裁判員に裁判員の心得みたいなのをなったときに言うように、世間一般にももっと裁判員と関係者との接触はいけないとかそういうことももう少し広報が必要なのかなというふうに感じました。それで、接触した人が本当のことを言ってるかどうか分からないですけど、声をかけちゃいけなかったということを知らなかったとかって、たしかニュースでやっていたと思います。それが事実かどうか分からないですけど、もう少し広報をして、そういうことすらも言えないような周知が必要なんじゃないかなというふうに思います。以上です。

5 番

あの記事を読んだとき、「顔は覚えてるよ。」というようなことを言われたというのを読んだときにやはり怖いなという印象がありました。思ったよりも法廷に立ったときの距離感というか、大変近いなという、初めて立ったときにそういう印象があったので、そういう意味ではお互いに顔ははっきりと分かるということ自分で自覚していたので、あの記事を読んだときはやはり怖いなという、辞退したいという方がたくさん出るのも致し方ないのかなというふうに思いました。以上です。

6 番

新聞報道によりますと、ちょっと悩ましいのがですね、この暴力団関係の方の発言として、裁判員で判決を決められるわけじゃないんだよなど、つま

り量刑の決め方のあれを知った上での発言となるとちょっと悩ましいなというのが正直なところございます。ですから今まで以上に、最高裁の通告ですか、あれも出たようですけれども、やはりもう少し裁判員に対する配慮も、車で送迎するというようなことを小倉支部長が言ってましたけれど、そういったことも含めて対策を考えていく必要もあろうかと思うんですね。ただ、一方です、裁判官の方だって同じ立場なんですよ。裁判員だけがそういうリスクをってるわけじゃなくて、裁判官の方も同じようなリスクを負わされているわけで、その点、裁判員だけ極端に前面に出すこともどうかなという感じも一方では持っています。

それともう一つはですね、判決の決め方、さっきも申しましたけれど、今の多数決方式というのは裁判員の意見が全面的に通るような単純なものではないですよ。やはり裁判官の方が少なくとも最低1人は入っていないと量刑に至らないわけですから。そういった意味で、裁判員がどんなに頑張っても裁判員だけで量刑を決められるわけじゃないんだということをもっと世間に知らしめていく必要もあるのかなという感じを持っています。以上です。

甲社A記者

ありがとうございました。

乙社B記者

今日はありがとうございました。裁判員の方に質問なんですけれども、審理のときに公判前整理手続を経て厳選された証拠あるいは証人の方の証言で判断されると思うんですけれど、先ほど3番の方が与えられた証拠だけで判断しなきゃいけないんだというお話でしたが、1番の方は、後から思えばこう聞いておけばよかったというようなお話もあったと思うんですけれども、与えられた証拠で、もっとほかの証拠があればよかったと思ったりとか、あるいは、先ほど時間が経ったことによって証言が曖昧になっていくという御発言もあったんですけれども、この証人は別に要らなかったんじゃないかな

とか、そういう感想とかをお持ちになったりとかしたら教えていただきたい
と思います。

1 番

やはり後になってみれば、振り返るとどうしてもあのときこうしとけばよ
かった、ああしとけばよかった、どうしても出るものだと。しかし、それが
大勢に影響があったかと言われると、なかったと思っております。どうして
もやはり振り返ると、世の中に100%というものはないと思うんですよ。
常に100%で終われたというものはまずないと。それに対して80%、9
0%だったので、20%、10%どうしても気になることは残ってしまいま
す。具体的にそれが何と言われるすと、ちょっとすいません、1年前なので
すぐには出てこないです。以上です。

2 番

特に後からこれが決定打になったという証拠が出てくるとは思わない前に、
もう弁護人の方も検察官の方もすごく調べて大事な証拠だけを吟味して出し
てくれてるのかなというのはいりました。このときはどうだったのというよ
うな細かいことはいっぱいあったんですけれども、それは後から別にいいん
じゃない？というのには確かに思ったので、特には思いませんでした。

3 番

先ほど言ったように、ここが写ってないなという写真とか、ただそれは、
その写真はありますと言ったのに結局出てこなかったことがあったので、そ
れはどうだったのかなというのとはとても気になったところがありました。あ
と、弁護人側からの質問で、この証人じゃなくてほかの証人にすれば答えが
聞けたのかなというときに、その証人を出してくれないのかなとかそういう
ことをたくさん思ったことはあります。もしかしたら関係ないようなことだ
ったり、あとは吟味した上で出した証拠なので、それで十分なのかもしれな
いんですが、気になってしまうとそのことばかり考えてほかのことがあまり

考えられないこともあるので、もしできましたら、出せるものなら後からでも出していただけたらなと思っています。そんなことがありました。以上です。

4 番

正直言って、そういう証拠がほかにあったかどうか全く分かりません。当然それは弁護人の方も検察官の方も、それぞれの罪を問う、弁護するという立場でいろいろな証拠とかを調べて裁判に提出されているわけですから、それをまず尊重すべきだと思いますし、裁判員とか裁判官は捜査するわけではないと思っています。それぞれの出された証拠等でその罪に問えるかどうかを判断するところだと思いますし、それでもし証拠が不十分であれば、恐らく疑わしきは罰せずで罪に問えない状態になりますし、それでもしそれぞれが不服な判決になれば、どちらかが上訴という形で、日本は三審制でやりますから、その辺は致し方がないと思います。あれもこれもと言ったら裁判員や裁判官が捜査するのと同じになるような気がします。以上です。

5 番

証拠という意味ではほぼほぼ厳選された証拠が提示されていたと思いますし、それに対して何かもっと証拠がという印象は私は特になく、その証拠をもってほぼどういったことが行われたのかが理解できたと思います。以上です。

6 番

私もその点について5番の方と全く同じ意見でございます。

司会者

それでは、最後に裁判員制度に対して、これから裁判員を務める方々に何かメッセージを一言ずついただけますか。

1 番

まずメッセージのほうから述べさせていただきたいと思います。これから

先、凶悪な事件を担当される方、出てくると思います。過去にもあったようなんですけれど、やはり精神的にダメージを受けてしまったというような事例もあるようです。もしそのような事件を担当されるときは、決して無理はしないでほしいと。途中であっても無理だよという旗を上げて、体を壊すことがないようにしてほしいと思います。そこに関しては裁判所の方も悪いようにはしないと思います。

もう一ついいですか。あと、裁判員裁判に対して今でも思っている私の考えを述べさせていただきます。二つ考えを持っておりまして、75%は国民の意見を聞いて裁判を行う非常によい制度だと思います。次の考えですが、これは25%ですが、裁判官の方、あと検察の方、弁護側の方、それぞれ訓練を受けてるプロでいらっしゃいます。素人の考え、我々のような素人の手を借りないで、もうプロだけでやってほしいという思いもあります。以上です。

2番

これから受けられる方がもしいたら、特に肩肘を張らずにそのまんまで、そのままの気持ちと考えでいいので参加すればいいんだなというのをとても思いました。良くしようとか思ったり、いいことを述べなきゃとかも別に考える必要もなく、自分の気持ちだけを言えばいいので、時間が許す方であれば是非参加していただければと思います。

3番

いろいろな事情をお持ちの方もいると思いますが、できれば本当にいい経験になりますので、裁判員をやられるといいと思います。いつもは自分の意見を言えなかった人も意見が言えるようになったり、どちらでもとかそういうふうに曖昧な考えでずっと通ってきた私が決めなければならないとか、そういう立場に立たされるのもすごく貴重な経験だと思いますので、ぜひやっていただきたいなと思います。ただ、無理はしないようにしてほしいと思

ます。以上です。

4 番

やはり大げさに言ったら人の一生を左右するような決め事をやるわけですから、非常にプレッシャーがかかる役割だと思います。ですけど、やはり私も、もしそういうチャンスがあれば是非裁判員になっていただきたいというのが私の意見です。それとあと、まあ生意気なようですけど、裁判官の方も閉ざされたところじゃなくて、やはり我々のような一般人が入ることによって何らかの刺激もあり、いい方向に向かうんじゃないかなというふうに思っております。以上です。

5 番

私も大変貴重な経験になったと今思っています。裁判官の方々と交流することというのはほとんどこういうときしかありませんので、もっと冷徹なイメージだったんですが、そうではなく、人として今後どう更生していくのがいいのかということを一生涯懸念考えてらっしゃる姿を見られたことは本当に私にとっては貴重な経験だったので、そういう経験を皆さんできればというふうに思います。一方で、私が裁判員をやった話を同世代の男性、女性何人かに話したんですが、みんな同じようなことを言うのが、「何年間裁判員をやるの」とか、「幾つぐらいの案件をやるのか」とか、比較的長い間やるものだという印象を会社員の方とか割と普通の人たちがそういう印象を持つ人がすごく多いということです。私の場合1週間で終わりましたが、1週間で終わるものが大半だということを知らない人がすごく多くて、ほとんどの方は、「すごく大変だったでしょう、何年間やったの」というような言い方をするので、そうではないということが分かっていけば、もっとやってみようという方も増えるのかなというふうに思いました。以上です。

6 番

裁判員制度というのができたときにですね、私はこれぞ民主主義だという

ふうにすごく、ちょっと大げさな表現ですけれど思ったんですね。ただ、実際裁判員をやってみまして、正直、無力感とまで言ったら言い過ぎかもしれませんが。先ほど申したように、かなりこの量刑というのが公平主義、公平性の主義のもとに、量刑データ等で決まってくる面があるんだなというふうに思います。これは私の勝手な思い込みかもしれませんが、やっぱり裁判員の意見というのはどこまで反映されてるのかなというのが正直な思いです。ここを今後どうしていくかということになるんですけども、やはり審理中とか評議の場で、裁判官の方に対して率直な裁判員の思い、感情というものをぶつけていくことしかやっぱりできないんじゃないかと思うんですね。評議中に私が若干無力感を感じつつあったときに、一つ私の気持ちを変えたことがありました。それは、私が公判のときに証人尋問、被告人質問をさせていただいたんですね。それに対して裁判長さんが、「いい質問だったね。」と、「僕らじゃそういう質問は思いつかなかったよ。」と、半分以上お世辞でしょうけれども、そう言ってくださったんですね。あっ、これが裁判員の存在意義かなというふうに思ったんです。本当にうれしかったです。だからそういうこともありますので、新たに裁判員になられる方はどんどん御自分の思ったこと、主義主張をぶつけていって、どこまで受け取っていただけるか分かりませんが、裁判員制度というのは、あとは裁判官の方に私どもの気持ちをどこまで受け取っていただけるかということに勝負がかかっているというふうに思います。そこを是非、そういうことがありますので、思ったことをどんどん言っていただければいいのかなというふうに思っております。以上です。

司会者

活発な御意見を誠にありがとうございました。これで意見交換会を終了したいと思います。ありがとうございました。

以上